

平成30年度 第4回 北見市住宅マスタープラン策定委員会 会議録

◎日時	平成31年1月10日（木） 午後2時00分～午後2時50分
◎場所	北見市大通東6丁目3番地 第1・第2農業委員会会議室
◎出席者	審議会：一條委員、石澤委員、河合委員、柴田委員、清野委員、高橋（清）委員、高橋（真）委員、武澤委員、橋委員、辻委員、照井委員、近江委員、平野委員、（欠席者：越膳委員、小林委員） 事務局：因都市建設部長、小原都市建設部次長、関山建築課長、今泉総務課長、佐々木公営住宅建設係長、山口公営住宅管理係長、横山機械設備係長、高倉電気設備係長、鳴原係員、笹原係員 傍聴者：1人

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより、平成30年度 第4回北見市住宅マスタープラン策定委員会を開催いたします。

委員みなさまには、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

早速ではございますが、本日の議案審議に入らせていただきます。北見市住宅マスタープラン設置要綱第6条第2項の規定により、委員長が議長となり議事を進めていただきますので、辻委員長よろしくお願いたします。

（辻委員長）

ただいまより平成30年度第4回住宅マスタープラン策定委員会を開催いたします。

議事に入ります前に事務局より出席状況について報告いたします。

（事務局）

出席委員数の報告でございますが、本日の委員会は15名中13名の出席となります。越膳委員、小林委員は、都合により欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

（辻委員長）

武澤委員は、今回が初めての委員会でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

（武澤委員）

日赤看護大の武澤です。よろしくお願致します。

（辻委員長）

武澤委員、ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

これから事務局より議案第1号「住宅施策の具体化方策」について、ご説明いただきます。

では事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、はじめに本日の資料を確認させていただきます。

事前に郵送いたしました「次第」、「資料1」、「資料2」、本日配布いたしました「住民アンケート結果

報告書」です。また、「資料2」の34ページにつきましては、先に郵送いたしました資料に年度、数値に誤りがありましたので、本日お配りいたしましたページと差し替えをお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

お手元の資料の不足はございませんか。

ないようですので、本日の議題の「住宅施策の具体化方策」につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、資料1をご覧ください。

スケジュールについてですが、策定手順といたしましては、フロー図のうち、楕円で網かけをしております住宅事情の現状分析、課題整理や住宅施策の方針、展開方向など、大きく3段階に分けて進めております。本日は、最終段階となります、「住宅施策の具体化方策」につきまして、ご説明をさせていただきます。

次に、資料2、2枚目の目次をご覧ください。

今回の報告としましては、第6章と第7章の2項目となります。

まず初めに、1ページをご覧ください。

「第6章 住宅施策の展開方向及び実施方策」につきましては、3つの基本目標を達成するための7つの「住宅施策の展開方向」と17の「実施方策」を一覧にしております。

表の実施方策の語尾に重点施策とカッコ書きで記入してありますが、今後、10年間の計画期間の中で基本目標達成に向け、特に重点的に取り組んで行かなければならないと考えている方策としております。

2ページから、実施方策を実現するための施策メニュー及びその内容を順に整理しておりますが、その中で特に重点施策に係る主な施策メニューにつきましてご説明いたします。

一つ目の重点施策では、2ページ、【(1)子育てを支援する住宅・住環境の整備】のうち、「①安心して子育てできる環境づくり」としまして、3つの施策メニューをあげており、子育て支援施策との連携した住環境づくりに努めるとともに、公営住宅の整備にあたっては、子育て世帯に配慮した住戸の供給を検討するとともに、引き続き子育て世帯の優遇措置を実施することとしております。

二つ目の重点施策では、4ページ、【(2)高齢者及び障がいのある人等の自立を支援する住宅・住環

境の整備】のうち6ページ、「②高齢者等が安心して生活、活動出来る環境づくり」としまして、4つの施策メニューをあげており、福祉施策と連携した生活支援や各種制度による住宅改修を促進し、公営住宅においては、地域の実情に応じたシルバーハウジングのあり方の検討や活用、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に努め、高齢者等に配慮した住宅の整備を進めていくこととしています。

次に三つ目の重点施策では、9ページ、【(3)住宅セーフティネットとしての住宅の供給】のうち、「①住宅のセーフティネットとしての住宅の居住支援」としまして、2つの施策メニューをあげており、高齢者や生活困窮者などの住宅確保要配慮者に対し、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の普及や賃貸住宅に関する各種融資制度の普及を図り、住宅のセーフティネットとしての居住支援に努めていくこととしています。

次に四つ目の重点施策では、13ページ、【(4)空き家等対策の促進】としまして、2つの施策メニューをあげており、「北見市空き家等対策計画」と連携して情報提供や相談体制の整備、空き等の維持管理を促す取り組みを図っていくこととしています。

次に五つ目の重点施策では、14ページ、【(5)安全で良質な住宅ストックの形成と活用】のうち、17ページ「②住宅の耐震化の促進」としまして、3つの施策メニューをあげており、パンフレットの配布やインターネットの活用等による耐震化についての情報提供の充実を図ると共に、講習会の開催受講を促し、建築士等の知識や技術力向上のための支援や、耐震診断・改修補助制度の普及促進を図り耐震化を進めていくこととしています。

次に六つ目の重点施策では、19ページ、「③住宅リフォームの促進」としまして、2つの施策メニューをあげており、住宅の省エネルギー化やバリアフリー化等に係る費用の一部補助することにより、環境負荷の低減や安全・安心で快適な住環境の整備を促進することとしています。

次に七つ目の重点施策では、24ページ、【(6)地域の住宅産業の振興】のうち「②地域材の利用の促進」としまして、2つの施策メニューをあげており、「北見市地域材利用推進方針」に基づいた公営住宅の建設を促進することとしています。

次に八つ目の重点施策では、25ページ、【(7)魅力ある持続可能な地域・住環境の形成】のうち、29ページ「③まちなか居住の推進」としまして、2つの施策メニューをあげており、

借上市住宅につきましては、平成20年度から行っており、現在までに3棟142戸の供給を実施し事業を進めてきています。

今後も引き続き、中心市街地での定住人口を増加させ多様な世帯がまちなかに居住できるように借上市営住宅の供給を推進するとともに、道営住宅の建設に向け北海道と連携を図っていくこととしています。

以上、重点施策の主な施策メニューにつきまして説明いたしました。他の施策メニューにつきましても関連する他の計画や関係部局と連携を図りながら進めてまいります。

次に、32ページをお開きください。【第7章 住

宅施策の推進に向けて】としまして、計画の推進体制と、効果的な情報提供、成果指標についてまとめております。

「7.1計画の推進」につきましては第6章で示しました住宅施策の実施方策及び施策メニューの推進に向けて、市民、民間事業者、NPO等や北見市が理念や目標を共有し、それぞれの役割を担って相互に連携・協力して取り組んでいくこととしています。

最後に、34ページをお開き下さい。「7.3計画の進捗管理と成果指標」につきましては、本計画を実効性のあるものとして推進していくため、3つの基本目標の実現に向けた各種施策の達成状況を定量的・客観的に分析するため、9つの「成果指標」と10年後の2028年における目標値を設定しております。

成果指標は、今回の計画から新たに設定するもので、「高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化率」や「耐震性を有する住宅ストックの比率」など北海道計画と同一の指標と、「ユニバーサルデザインの視点にたった公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合」や「地域材を活用した木造公営住宅の整備戸数」など北見市独自の指標を設定しています。

現状値は、「住宅・土地統計調査」や北見市の独自調査によるもので、カッコ書きの年度は各調査の実施年度を記載しています。

目標値は、北海道計画と同一指標については同じ目標値を、北見市独自指標については、各個別計画等に基づき目標値を設定しております。

私からの説明は以上です。

（辻委員長）

ただいま事務局から説明がありましたけれども、皆さんの方からご意見、ご質問がございましたらお願いします。

非常に多岐にわたっておりますので、北見の住宅事情もそれなりにそれぞれ議論されておりますが、内容についてはそれなりに実績も上げておりますが、どんな小さな事でも構いませんので、この機会にご意見いただければと思います。

（河合委員）

4ページの「高齢者・障がいのある人の自立を支援する住宅・住環境の整備」というところの下の枠組みの中ですね。この中で登録申請とか登録情報の公開などありますが、登録窓口は市の中の建築課になるのでしょうか。それとも、違うどこかの窓口になるのでしょうか。

（事務局）

制度としては国が進めている制度ですが、北見市には登録窓口というものがありませんので、北海道の窓口で北見の情報を登録していただいてもらう形になります。

（河合委員）

道の住宅の登録になるのですか申請というか手続きになるのですか。

内容がわかりづらかったので気になりました。

（事務局）

登録窓口の所に都道府県政令中核市と書いてありまして、北海道の登録窓口になりますと、札幌市、旭川市、函館市ですが、北見市は入っていませんので、北見市に関するこれらの住宅の登録は北海道が窓口になって登録を行っていただいています。

（河合委員）

申請用紙とか橋渡しする窓口は北見にあるのですか。

（事務局）

ないです。
北見市では今現在登録している戸数ですが、全部で8件219戸の登録がありまして、こちらの登録事務に関しては北海道が窓口となっております。

（河合委員）

申請窓口とかがどこにも載ってないです。こういうシステムがある事は分かりましたけど、どこに行けばいいのだろうと市民は思うと思います。

（辻委員長）

都市建設部では対応できないのでしょうか。説明したり等はないのでしょうか。何にも知りません、都市建設部は関係ありませんとはならないので、相談に乗ったりとかしなくてはならないと思います。

（平野委員）

この国の制度のことで、各振興局ごとに窓口がございます。お詳しい事が知りたい場合は後で場所の方を教えます。

（河合委員）

市の方にはないのですか。

（辻委員長）

管内では振興局に行けばいいんですね。

（河合委員）

分かりました。ありがとうございます。

（事務局）

補足させてもらいます。今委員の皆様から様々なご指摘をいただきまして、様々な機関の中で住宅制度に触れている、あるいは、支援策でありまして今回33ページの方にも情報提供ということで、効果的な情報提供で今もお話し伺いましたので、たらい回しにするのではなく、ある程度情報整理をしまして、どこでやるのかは今後の課題ですけれどもそういった情報を一定程度できるような体制を整えていきたいと考えておりますのでよろしく願います。

（辻委員長）

できればなるべくそういう情報提供をしてあげてください。

他にございますか。

（武澤委員）

重点政策1番の1)と2)に関する質問です。他と比べて、具体的に何に取り組んでいるのか取り組み内容を読んでもいまひとつ具体的だとは思えません。住宅政策の具体化方策と書いてありますが、分かりにくいと思うのですがいかがでしょうか。

（辻委員長）

重点政策の1と2ですか。

（武澤委員）

重点政策の1番の1)と2)、2ページです。他と比べると具体的な事がないので分かりにくいと思います。

例えば、私の分野で言えば保健の分野の人たちが言っているような事に似ていると思ったので、住環境の整備として何なのかを聞きたいです。

（事務局）

重点政策の1「安心して子育てできる環境づくり」ということで、市の方で子ども・子育て支援事業計画というものを作成しておりまして、そちらの方の政策と一体的に進めて行くというのが基本となりますが、1)の「子育て支援施策と連携した住環境づくりの推進」の現状というところに、子育て相談センター併設の充実、それから、子育てサークルの育成支援、それから、地域における子育て支援サービスの充実を図っていきとありますが、具体例をあげますと、近々で言いますと、常盤町の方に道営住宅の建設もありまして、その中で通常北海道の方で子育て支援の住戸を提供しているわけですが、そういったところの集会所を整備していただいて北海道が整備したものに対して、市の方で子育て支援のための相談センターのサテライト的なものをつくって活動してもらっています。

そういった事をイメージしながら、取組みについてもハード的なものと、保育もしくは子育て分野の活動を一緒に住宅の関係を作って行きましょうというのが1)となっております。

それから、(2)の方ですけれども取組みとして雑ばくとしているけれども、こちらの現状のところはまちの中にある借上市営住宅3棟142戸つくってきておりますけれども、その中にもこういったコミュニティーが生み出せるように集会所をそれぞれ設けております。そういったところを活用しまして地域の方々が交流しやすい場の確保を図ってきました。

取組みについてもイメージ的には今後、まちなか居住の推進ということでも、借上市営住宅の建設の推進と併せてまちなかで整備できるのであれば併せてそういう場も一緒に確保し、良好なコミュニティーを築ける環境づくりをそこで行っていききたいというような形でいっております。

（辻委員長）

補足はありませんか。いまの説明でよろしいでしょうか。

（武澤委員）

大丈夫です。ありがとうございます。

（辻委員長）

文面の方だと複雑になってこの場で議論するとなかなかそこまで本当にいけるのか疑問ですが、一応目標を持って住宅をつくっていくという方向かと。

（事務局）

少し分かりづらいですが、30ページに類似の「まちなか居住におけるコミュニティー活動」とありまして、取組みとしては先ほど申し上げた内容を写真で示させていただいています。こういった福祉サービスとかの分野と一緒にやっていく形になっていきますので、このようなイメージをしていただければと思います。分かりやすい説明に関連する写真、もしくはイメージ図を先ほどの2ページもしくは3ページのところに取組みの事例を載せていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

（辻委員長）

他にありませんか。

（橘委員）

3ページですけども、子育て支援に対する関係につきましては理解しましたけど、この公営住宅の子育て世帯に配慮したという文がありますけど、この文を見ますと、取組みの中で下から2行目「公営住宅の子育て世帯の優遇措置を実施することにより」という文面ですけども、これは例えば3戸の住宅の公募に5世帯の方が応募しました。その中に3世帯が子供のいる世帯です。あとの2世帯は夫婦です。そうなった場合はあらかじめ夫婦の2世帯がいきなり抜かれるという風に解釈される文面だと思うのですが、これをもう少し柔らかい文面にした方がいいのではないのでしょうか。

抽選するときはあくまで子育て世帯を優遇するとは思いますが、文書で表すとこの文面だと少し差別化しているような気がします。

（事務局）

ここの取組みの中で2つあります。1つは住戸の関係の話です。子育てに対する住戸ということで、子育てにあった間取りや型別供給を実施しているところです。引続きそれも行っていきますが、もう1つが、今おっしゃいました公募に対して多数であれば抽選をかけていきますが、その抽選をするときに子育て世帯だけではなく様々な対象の方に抽選に当たる玉の数が増えます。

子育て世帯ですと、通常の一般家庭の方が1個に対して2個が増えます。それをここで言っている子育て世帯の優遇措置として、今も行っていきますけど優遇しているのは、子育て世帯だけではないけども、ここに書いてあるのは子育てに特化したという意味で、優遇措置とういことで、当選確率が少し上がるということが優遇措置という風に書かせていただいています。

（橘委員）

そうすると子育て世帯3件の内1件の玉が3個に増えるということですか。今の説明だとちょっと分からなかったです。

（事務局）

例えば、3件募集してそこに5人が申し込んだときに、イメージしやすいのが1番から5番まで振って3回抽選して1が出たり3が出たり5が出たりして当選となりますけども、子育て世帯の場合は1人1個ではなくもう1個プラスして番号を増やします。そうすると1個番号持っているよりも2個番号持っている方が当選しやすくなるという事です。

（橘委員）

それが優遇措置ということですか。はじめて聞きました。

（事務局）

就学前の子供がいるともう1個増えますし、これは子供だけでなく、例えば身体障害者手帳の一定の等級以上だと増やすなど、いろんなことで玉は増えるけども、ここでは子育ての事を書いていますのでこういう表現になっています。

（橘委員）

そしたら、こういう抽選で優遇措置というのは、例えば「回数によって変わる」という文面にしたらいいのではないかと。

子育ての人には1個多く抽選権があるということですよ。

（事務局）

そうです。

（橘委員）

この文面だけ見るとそういう風に感じる人がいると思います。

（事務局）

ご意見を頂きましたので、文面の方を含めて検討させていただきます。

（辻委員）

「子育て世帯の優遇措置を実施することによる」だけをとりしまえば普通の文章になる気がします。

（橘委員）

例えば一般公募によるうんぬんかんぬんなどやわらかい文面にしたほうが見やすいのではないかと思います。内容的にはそういう内容で出せばいいと思います。

（辻委員長）

どちらにしても、子育てしている人には一般の人より玉が多いということで優遇されているという書き方ではなくもっと別の書き方で表現した方がいいのではないかとということで工夫してください。

他ありますか。

（一條委員）

資料14ページと15ページについてお聞きしたいのですが、14ページの基本目標に安全で良質な住宅ストックの形成となっているんですけども、これは「きた住まい」 という制度で仕組みられているんですけども、全体的に防音ですよね、良質な住宅といったときに暖房とか快適な住まいとかありますけど、集合住宅のときに隣との騒音とか雑音とか、聞こえるという話があって、パイプシャフトとか水道とかガスの配管のルートがあってそれから流れる音とか、隣のお風呂とか流しとか洗面所の音が聞こえるということがあり、場合によってはテレビとかもあるので、「きた住まい」の中にそういった防音についての対策が盛り込まれているのか、また対処されているのか分からないことと、そういったことで、34ページの中に非常に内容としてすごく長い計画と15ページで謳われているんですけども、今回配布された【7・3計画の進捗管理と成果指標】とありまして、目標が2028年には、2重サッシを設置しまして59.0%平成25年度現在、それを2028年には66%にしようという目的。

もう1点が住宅対象の満足度として52.0%ですか、平成30年現在で、それを2028年に62%に目標値を上げようとしているけど、この辺につきまして目標として上げるのでしたらもう少し高くもったほうがいいのかと思います。そのことによって、早く快適な住まい環境になるのではないかなということで、なぜ100%にしないのか、それともできないのか、背景を教えてください。

（事務局）

防音についてのお話しですが、こちらの「きた住まい」制度については防音に関する記載はないんですけど、次に書かれている2)の住宅性能表示制度の普及促進ということで、こちらの住宅性能表示制度とうものはそれぞれ防音や断熱のいろんな等級が定められていて、それを満たすように設計を進める制度がなんですけども、そちらの方では遮音性能の等級とかありますので、是非こちらの住宅性能表示制度を普及して、こちらの制度を活用した住宅を建てていただくと、おのずと遮音の等級が証明された住宅が建てられますので、きた住まいではなく、遮音については住宅性能表示制度を活用すれば質の高い住宅になっていくと思います。

34ページの目標値について、目標値を高くできれば大変望ましいことですが、実現できる具体的な目標値を今回設定させていただいておりまして、2重サッシの住宅の割合についても北見市で「エコ改修」などが行われていますので、そちらの制度を活用していただきたいと考えております。今現在、住宅土地統計調査という国の調査で北見市は59%の実績とされているとのことなので、過去の推移から推計しまして10年後は66%まで上がるのではないかとということで、実現可能と思われる目標にさせていただきます。

最後の住宅に対しての満足についての割合につい

ても、今回行った住宅マスタープランの市民アンケート調査の方で52%といただきまして、こちらも100%になればいいのですが、他都市の状況など見ましても、今より10%上げることもなかなか大変なことかと思っておりますので、こちらについても少しずつステップアップを図って、いずれか100%になるように、まず2028年度は10%アップで62%したいということで設定させていただきました。

（事務局）

あと、成果指標について10年計画の住宅マスタープランでありますけども、今回のように概ね5年ごとに見直しを図っている状況でありますので、今後5年の間に状況が変化したりして政策によってデータの数値が改めて出てくると思っておりますので、またその中で数字がどのような方向に行くか分かりませんが、その推移を見ながら目標値の方も適切に設定していきたいと考えております。

（辻委員長）

防音や防寒に対する苦情というのは昔ほどないのでしょうか。だいぶ建築技術も向上しているの昔ほどないのですか。

（事務局）

先ほどお話ししていました集合住宅とかいわゆる共同住宅ですけども、我々も作っていますけどもやはり昔に比べて遮音の等級というの、我々も性能表示制度を使って求められた等級まで、水準を上げてきていますので、間の壁や床の厚さがだいぶ昔に比べて厚くなってきています。その部分で言えば上下階の防音の性能は上がっていると思っておりますけど、なかなか100%ではないですが、上下階もしくは隣の音は0にはならないというのもあるとあって、昔に比べて格段に性能は上がっている状況でありますので、比較的昔に比べるとそういう苦情は減っていると聞いています。

（一條委員）

基本的に防音についていろいろな建築資材があると思っておりますけれども、戸建ての段階でまた集合の段階で非常に費用がかかるので、どうしても予算上問題の関係でどうしても思うように使うことができないと、したがって、部屋数を作ることが第一優先であって戸数的に対応を絞らなければならないので、そういう防音的な建材は使用できないという状況でもないのですかね。

（事務局）

防音性能を高めるというのは、それなりの材料とかが含まさずには来ませんが、おっしゃるとおり費用がそれなりに掛かってきますけども、特に公営住宅とかですと、民間のマンションみたいにゴージャスな造りにできないものから、やはり標準的などで整備させてもらっているところと

上を見れば沢山のいろいろな建材がありますので、技術的には可能とは思いますが、費用的なことも含めた中で整備させていただいている現状の1つで

あります。

（辻委員長）

よろしいですか。他ありますか。

（照井委員）

先ほどの話しの中で、年次計画の部分で現状と2028年で5年後見直しをするのであれば、逆に5年後どれくらいになるのか表示をした方がより分かり、もっと言えば10年間どういう風に進んでいくのか出してもらった方が分かりやすい気がします。

5年後見直しですから、5年経ったときに少し方向性が違うと変えていくのでも構わないけど、あまりにもこれが大雑把すぎるかなと思いました。

それと、まちなか居住の部分ですけどアンケートで街中に拠点があれば街中に住みたいという要因は何かと、ちょっと私も考える部分があるんですけども単純に公共的な設備とか公共機関が多いとか病院が多いということで距離が短いからまちなかの方が生活が便利だとは思いますが、もう1つの計画の中に書いてある空き家の活用と書いてありますが、単純に空き家とかの活用だけでいいのかも少し言ってみれば、まちづくりで商店街の活性化という部分もたぶん課は違うと思うけど、その部分のもう少し踏み込めるような形をとっていただければいいかなと感じました。

それとこの計画事態を全体的にみると、たぶん国の指針や国の計画それから道の計画等を組み込んだ形で、この中に全部書きこんであるのでしょうか、道も甘いというか、マスタープランだからこれでいいのでしょうか、「掲げます。」とか「計画します。」とか「目指します。」とかそういう書き方があまりにも多すぎる感じがしました。

これからこの計画を実施していく中では、たぶんいろいろな市民の方から、いろんな注文や意見やクレームがでてくると思います。その時にこれを見ていっぺんに分かるかという不安があります。先ほど質問した中でも、細かく説明できる部分と中にはちょっと分からなかったりするものが結構あるので、できれば今後の中でいろんな問題それから要望が出た時にチェックシートで全て答えが見えるようなシートを作っていかないと答えが同じものが出てこないと考えます。

もっと言えば、その答えが出るまでに道の振興局に行かなければならないとか、北2条のどこに行けばいいのかという部分も分からないとかその辺の部分がこの計画はどちらかという絵に描いた餅で終わらないかと思っています。

（辻委員長）

こういう意見として伺います。

その他ございますか。副委員長の方から何かありますか。

（柴田副委員長）

私は特にありません。

（照井委員）

もう1ついいですか。住宅の中でいうとひとつ

は、今子育て世帯のことでいろいろ出ていたけど、5年10年経てば家族構成変わりますよね。そこまですると住み替えという部分も、もう少し区域によって、例えば一般のそれぞれの財産があるけども、民間など市の法律などいろいろな計画を巻き込んで住み替えの事業もとって行ったほうがいいのかというものがあります。

（辻委員長）

北見は空き店舗率が高い3大都市で、この前民間の調査では北海道で4番目くらいに空き店舗の率が高いと出ていました。1位が小樽で、2位が釧路で、3位が函館、その次が北見と出ていて、どういう調査かは分からないけど、上位が港町ですが、内陸だと北見が1番高くして少し心配だと。いずれにしても人口は確実に減るし、高齢者が増えてくる環境の中で、やはり空き住宅の環境ですとか、いろいろな面で問題をどここの自治体も手を付けている、場合によっては条例化するところも出てきているということなので作る方と壊す方と両方考えていかなければならない時代になってきたと考えております。

（一條委員）

アンケート結果76ページに自治会に対しての要望として把握できるので大変ありがたいと思います。

（辻委員長）

皆さん、アンケートの方もよくご覧になっていただければと思います。

他なければ一応ここで終わり、あとはパブリックコメントの方に回していきます。

他の方のご意見も聞きながら、修正していただければ最終的には、市の総合計画にも載ってくるという形になると思いますので、みなさんも是非注目して見ていただきたいと思います。

議事進行、ご協力いただき本当にありがとうございました。会議の方はこれで終了させていただきます。事務局の方お願いします。

（事務局）

委員長ありがとうございました。それでは次第の3その他ですが、事務局より補足説明があります。よろしく申し上げます。

（事務局）

本日ご審議いただきました内容につきまして、修正できるところは修正しまして、1月下旬から2月末までパブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメントを実施したあと、策定に向けて手続きを行う予定となります。以上です。

（事務局）

最後に本会の終了に際しまして、都市建設部長の因よりみなさまにお礼の挨拶をさせていただきます。

（都市建設部長）

みなさま大変お疲れ様でした。

去年6月から4回にわたり大変お忙しい中各位員のみなさまから、貴重なご意見、ご提言、活発なご議論をいただきながら予定しておりましたスケジュールとおりに本日計画案がまとまりました。これもひとえに会議を進行していただきました辻委員長をはじめ各委員のご尽力の賜物と心から感謝申し上げます。

ご存知のとおり市では、北見総合計画の策定を行っており現在パブリックコメントを終え所定の手続きを終え来年度5ヵ年の前期計画が動き出す最初の年であります。当然ながらこの住宅マスタープランは、総合計画におけます住宅分野の基本計画になりますので、取りまとめていただいた住宅政策の実施方策や政策メニューが絵に描いた餅にならないようにしっかりと取組み、掲げた目標に向け着実に進めたいと感じておりますし、そのことが総合計画の実現になると考えております。

各委員のみなさまにおかれましては、今後それぞれの立場の中で、市が進める具体的な取組みに対してご理解とご協力を賜りますよう切にお願いし簡単ではありますが、今回終了の挨拶にさせていただきます。

（事務局）

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第4回住宅マスタープラン策定委員会を閉会といたします。

なお、今後実施予定のパブリックコメントで意見等があった場合については、委員長とご相談のうえ、決定したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

本日はご多忙のところ本委員会にご出席いただきましてありがとうございました。